第16巻第2号<通巻81号> 平成18年（2006年）3月31日発行

ISSN 0917-821X

緑の地球

81

Vol.16 - 2

財団法人
国際緑化推進センター

UNFF6で森林条約議論に 一応の終止符、'15年以降の課題に

国連森林フォーラム第6回会合（UNFF6）が、2月13日～24日、ニューヨークの国連本部で100ヵ国以上が参加して開かれた。

今回の会合では、前回会合で合意に至らなかった「世界の森林に関する今後の国際的枠組の強化」について再度議論され、最終的に2015年までは法的拘束力を伴わない枠組で世界の持続可能な森林経営の推進を図っていくことで合意した。1992年の地球サミット以降、国連の下で法的拘束力を伴う枠組、いわゆる森林条約の枠組導入が検討されてきたが、ここで一応お預けとの結論が下された。なお、10年後の2015年に枠組の再評価が行われることになっており、その際に改めて検討されることになる。

合意文書にはこのほか、今後10年間の世界的目標、それを実現するための実施手段、また、第8回会合から隔年で開催することなどが盛り込まれた。（本誌3～4頁に詳細記事）

次期ITTA協定が合意、2008年2月発効へ

現行の国際熱帯木材協定（ITTA1994）が2006年末に失効することから新たな協定を巡って国際交渉が続けられてきたが、1月27日、合意に達した。次期ITTA協定は2008年2月1日に発効する。なお、新協定発効まで現行協定が延長される。

国連貿易開発会議（UNCTAD）の下で行われた交渉は1年半に及んだ。今年1月16日～27日にジュネーブで開かれていた第4回目の交渉会議でようやく妥結されたもの。協定への拠出のあり方など主に資金面を巡る問題で難航していた。

新協定は、現行協定の枠組を踏襲しつつ、近年の森林・木材貿易を巡る状況、安定的な財源確保の方策などを考慮したものとなっている。

序文および目的には、▼森林法施行の改善、▼違法伐採および関連する熱帯木材の貿易への取組などを明記し、さらに非木材林産物、環境サービスの重要性にも言及している。

また、新協定では熱帯木材の定義を「産業用に供される熱帯木材」とし、対象を熱帯針葉樹を含めたものに改めた。（本誌5～6頁に詳細記事）

第4回世界水フォーラム、水課題の解決に向け連携強化を確認

世界水会議（WWC）主催の第4回世界水フォーラムが3月17日～21日、メキシコで開催され、141ヵ国から1万9000人が参加した。

約150の分科会が開かれたほか、3月20日には日本水フォーラム、アジア開発銀行らの主催でアジア・太平洋閣僚会議が開かれ、「アジア・太平洋地域水フォーラム」の設立を含む共同メッセージが採択された。

また、3月21日～22日には閣僚級会議が開催された。「水と環境」など6テーマ別の円卓会議のほか、水プロジェクトへの資金調達など水に関わる課題が話し合われ、以下の内容を盛り込んだ閣僚宣言を採択した。

▼貧困と飢餓の撲滅、水災害の縮小、衛生、農業と農村の発展、水力発電、食糧安全保障、性差の平等、環境の持続性と保護の達成など、持続可能な発展のあらゆる面で水が重要であることを再確認。

▼さまざまな利害関係者の連携・協力が水に関する課題を解決し、目標を達成する重要な要素であると認識。

◇

なお、国連の最新報告書によると、安全な飲料水を利用できない人々は世界人口の3分の1、基本的な衛生環境を欠く人々も40％に上り、うち半数以上が中国、インドに暮らしている。

木材の合法性、持続可能性の証明ガイドライン、林野庁制定

違法伐採対策の一環として、林野庁は「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を取りまとめ、2月15日付けで公表した。木材・木材製品の供給者が、その品が合法伐採されたものであること、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであることを証明するための手引き。

証明方法としては、▼森林認証制度およびCoC制度（注）を活用した方法▼森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けて事業者が行う方法▼個別企業等の独自の取組による方法、の三通りが提示され、それぞれ手順上の留意事項が示されている。http://www.rinya.maff.go.jp/policy2/lhou/gaidoraintop.html

なお、このガイドラインに準拠して、「グリーン購入法」（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）の対象品目の木材・木材製品（木材を原材料とする紙、文具、機械類、公共工事等含む）について、合法性が証明されたものであることを「判断の基準」に追記された。また、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出された木材を「配慮事項」に追記。これらを含む同法の一部変更は2月末に閣議決定され、本年4月1日から新措置が導入される。

●注　森林認証制度およびCoC制度
持続可能な森林経営の行われている森林を第三者機関が評価・認証し、そこから生産された木材・木材製品を分別管理することにより、消費者が選択的にこれらを購入できるようにする制度

極東ロシアを対象に違法伐採問題国際セミナー

全国木材組合連合会が主催して、3月14日、違法伐採問題を考える国際セミナー「極東ロシアの森林とわが国の木材貿易」が開催された。

ロシアの違法伐採の深刻さについては、インドネシアと並び称されることも多い。今回、わが国と木材貿易で関わりの深い極東ロシアに焦点を当て、違法伐採の実態と取組、北洋材貿易の今後が探られた。司会は柿澤宏昭北海道大学助教授が務めた。

講師の一人、ロシア極東経済研究所のシェインガウス教授は、森林の概要、違法伐採・貿易の状況、政府の政策などを説明した。極東ロシアでは違法伐採が横行し、その多くが中国に渡っている。違法伐採の要因は法的基準の不足、管理の欠如、不正の蔓延、中国の木材需要の急増ほか数限りなくある。管理の改善など対策を行う際、政府の頻繁な政策変更や組織改編が壁になっている。森林管理局ではバーコードをつけた試験的な木材ラベリングなどの試みも行っている。国内の努力とともに、合法材の産地証明要求など国際的な環境づくりが必要だと語った。

国際NGOと提携して違法伐採問題に取り組んでいる現地NGOのBROC代表レベデフ氏は、沿海地方からの違法伐採材の流れ、森林管理組織や現場の実態、森林認証の試みなどを紹介。試行錯誤を経た経験から、基準を尊重する良心的な現地小ビジネスへの海外からの投資が違法伐採阻止に非常に効果的と結んだ。

森林総研主催　公開国際セミナー
CDM植林と熱帯林の生き物
★4月16日（日）9時～17時10分
★東京大学弥生講堂一条ホール

地球温暖化対策のひとつCDM植林が熱帯林の生物多様性に及ぼす影響をテーマに、森林総合研究所が公開国際セミナーを開催する。参加希望者は事前に電子メールで申し込む。

★申込先：森林総合研究所（鷲山）
washi@ffpri.affrc.jp

●81号――目次●

国際緑化ニュース ……1
国連森林フォーラム（UNFF）第6回会合報告 …… 3
国際熱帯木材協定（ITTA）改定交渉の妥結……5
吸収源CDM国際フォーラム（2006）の概要……7
NGO主催の2006年度海外植林ボランティア派遣紹介……10
国際緑化推進センター熱帯林造成基金事業の経過報告 …… 11
センターの活動／その他の情報／基金へのご協力…… 13

表紙写真：パナマ運河航路にあるバロコロラド島（人工湖ガッツン湖造成で山裾が水没して島となった）には、スミソニアン研究所の熱帯動植物試験地があり、原生林が保存されている。写真の大木は *Ceiba* 属　＜写真提供／国際緑化推進センター＞

◆国連森林フォーラム（UNFF）第6回会合報告

「法的拘束力を伴わない」新たな国際的枠組で合意

林野庁海外林業協力室 課長補佐　宮薗 浩樹

2006年2月13日から24日まで、国連本部（ニューヨーク）において国連森林フォーラム第6回会合（UNFF6）が開催された。国連加盟国100ヵ国以上が参加したほか、森林に関連する国際機関・条約事務局・NGO等からの参加があった。我が国からは、林野庁、外務省及び環境省から関係者が出席した。

1. 会合の全体概要

今次会合では、昨年5月開催のUNFF5で合意に至らなかった世界の森林に関する国際的枠組の強化及びその方向性について議論が行われた。各国の考え方の隔たりが大きい中で最終的には、法的拘束力は伴わないものの、2015年までの世界的な目標や違法伐採問題への対処、地域メカニズムとの連携の強化等を盛り込んだ世界の持続可能な森林経営を推進していくための新たな枠組について合意した。

2. 主要論点

（1）2015年までの世界的目標

前回会合で暫定合意した四つの世界的目標等について、我が国を含む多数の国が、その成果は尊重されるべきであり、今次会合で議論を再開すべきではないと主張したのに対して、アフリカ諸国から、合意は1年前のものであり、その後変化した状況に合わせて再度合意を形成すべきとの意見が出された。最終的には、表現振りを若干修正するのみに止め、以下の四つを2015年までの世界的な目標として掲げることで合意した。

- ●森林の減少傾向の反転
- ●森林由来の経済的・社会的・環境的便益の強化
- ●保護された森林及び持続可能な経営がなされた森林面積の大幅な増加と同森林からの生産物の増加
- ●持続可能な森林経営のためのODAの減少傾向の反転等

（2）法的拘束力を伴わない任意の文書

今回の合意事項を踏まえた「法的拘束力を持たない任意の文書」については、今次会合中、EUから、法的拘束力を伴わない代わりにハイレベルの政治的コミットメントを確保する観点から各国が署名(subscription)を行うべきとの内容を含む草案が提出され、また、アフリカ諸国、豪、ブラジル、カナダなどもそれぞれ提案を行った。しかし、時間的制約から実質的な審議を行うことができなかったため、今後、各国がそれぞれの提案等をUNFF事務局に提出し、その内容をUNFF7で議論し、採択・決定することとなった。

なおカナダは最後まで法的拘束力の伴う枠組を強硬に主張し、最終的には合意を受入れたものの、今後10年間にUNFFが法的拘束力の伴う枠組を検討しない場合には、同国はUNFF枠外で別の選択肢を追求することもあり得る旨の発言を行った。

（3）実施手段

①持続可能な森林経営を推進するための資金措置について、新たな基金(Global Forest Fund)の創設を主張するアマゾン川流域諸国及びアフリカ諸国などの途上国に対し、スイス、我が国、米国等が、新たな基金の創設は“新たな官僚機構(Bureaucracy)”を創出することになり、またその立ち上がりにも時間がかかり得策ではなく、まずは既存の資金の有効活用を図ることが重要と指摘し、対立した。最終的には双方の考えを取り入れる形で、「国家森林プログラムファシリティー（FAO）、PROFOR（世銀）、バリ・パートナーシップ・ファンド（ITTO）などの効果的な運営等」とともに、「既存の資金メカニズムと任意の世界的な資金メカニズムを有することの可能性の評価等を行う」ことで合意した。

②将来に向けて持続可能な森林経営に必要な新たな資金源の可能性を探るため、昨年12月の気候変動枠組条約第11回締約国会合等においてPNGから提案のあった「途上国における森林伐採由来の温室効果ガス排出量削減を評価する仕組（Avoided deforestation）」などの活動を含む森林保全のための努力について、効果的な投資に結びつけていくための環境を整えていくことが合意された。

③能力開発に関する記述の中で最も激しい議論が行われたのが「違法伐採」に関する記述である。我が国をはじめ米国、EU、スイス、豪、NZなど多くの先進国が、新たな枠組の下で各国の違法伐採問題対処の能力を強化することの重要性を提起し、アフリカ諸国からもそれを支持する発言があったものの、ブラジルをはじめとするアマゾン川流域諸国は、この問題をUNFFの下で取り扱うことに強硬に反対したことから、議論は平行線のまま作業部会では合意に至らず、最終日の全体会合まで持ち越しとなった。全体会合でもアマゾン川流域諸国は反対姿勢を崩さず、このため本会議と並行し断続的なコンタクト・グループでの議論が行われ、最終的に、違法伐採のみならず幅広な行為の違法性を示唆する「森林分野において、森林法規に照らして違法な慣行及び林産物の違法な国際取引に対処するため各国の能力を強化」との記述で合意した。

（4）今後の作業の枠組

①今後のUNFF会合の開催頻度については、ロシアが一貫して毎年開催を主張し、チリなど一部途上国も毎年の開催を支持した一方で、米国は3年毎の開催を主張した。我が国からは、地域プロセス等との連携強化を視野に入れた場合、毎年の開催は現実的でないことを指摘した。最終的には、2週間を上限とする会期で隔年開催することで合意した。

②UNFFにおける地域プロセスの活用は、我が国にとって今次会合の重要課題の一つであった。議論では、EU、豪がUNFFの地域プロセスとしてFAOの地域林業委員会の活用を明示することを求め、その他の国からは具体的な連携先を例示する意見も出された。最終的には、特定の連携先等を明示せず、「既存の森林に関する地域的・準地域的な組織、機構及びプロセス等との協働の強化、及びそれら地域プロセス等からUNFFへインプットを行う」との内容で合意した。なお、我が国は、従来からアジア地域の持続可能な森林経営の推進を目的とするアジア森林パートナーシップ（AFP）を積極的に推進してきており、今後、UNFFの地域プロセスの一つとしてAFPが有効に活用されていくことを期待しているところである。

（5）モニタリング、評価及び報告

①世界的な目標の達成に向けて各国がその実施状況等をどのような形で報告していくかは、前回のUNFF5においても定期的な報告が必須とする先進国に対して、報告に係る負担及びそのための体制・能力の不足等を理由に報告に消極的な途上国との間で激しい議論となった経緯がある。今次会合においては、その報告の開始時期を文書に盛り込むか否かで議論が分かれた。最終的には、各国は、「持続可能な森林経営」の進捗状況を量る既存の九つの基準・指標(Criteria and Indicators)に共通する7テーマ（▼森林資源の状況、▼生物多様性、▼森林の健全性と活力、▼森林の生産的機能、▼森林の保護的機能、▼社会・経済的機能、▼法令・政策及び制度的枠組）を考慮しつつ、任意の国別報告書を今後策定される予定表に沿って提出することで合意した。

②議論の中で、EUが、モニタリング・評価の実効性を高めるために各国の要請に応じて相互評価を行うことを提案したが、一部の途上国が強硬に反対し、議論は最終日の全体会合にまで及んだが、最後はEUがその提案を取り下げ、相互評価についての記述は削除された。

3. AFPのサイドイベント

会合中に実施されたAFPのサイドイベントにおいて、我が国からは違法伐採対策としての政府調達制度、他のパートナーからは森林保全の取組等について発表を行ったところ、参加国等から多数の出席者があり、活発な意見交換が行われた。

4. おわりに

1992年の地球サミット以降、国連の場で継続して検討されてきた世界の森林に関する法的拘束力を伴う枠組（いわゆる森林条約）の取扱いについて、当面（2015年まで）は法的拘束力を伴わない枠組の下で世界の持続可能な森林経営の推進を図っていくことで合意した今次会合であるが、時間的制約から枠組の実効性を高める議論は十分に深められなかった。今後、合意された枠組の実効性を早急かついかに確保していくかが課題となるが、その際、今般の会議全体を通じて感じられた途上国間の温度差なども十分に考慮して検討していくことが肝要であろう。

なお、次回会合のUNFF7は、2007年4月16日～27日の日程でニューヨークにて開催される予定である。

特集

国際熱帯木材協定改定交渉の妥結

林野庁木材課木材貿易対策室　課長補佐　大沼清仁

1. 概要

2006年1月16日からジュネーブで開催されていた国際熱帯木材協定（ITTA＝International Tropical Timber Agreement）改定交渉会議において、1月27日、次期協定が採択された。現行の1994年の国際熱帯木材協定が2006年末に失効することから、2004年7月から国連貿易開発会議（UNCTAD）の下で協定改定交渉が行われてきたもので、1年半にわたる4回の交渉で妥結に至った。

今回合意された2006年の国際熱帯木材協定2006（ITTA2006）は、各国の批准手続きの後、2008年2月以降に発効する予定で、その後10年間の効力を有し、さらに理事会の特別多数票による議決で有効期間を5年と3年の2回延長することができる（最長18年有効）。

2. 新協定の主な内容・論点

新協定は、現行協定の枠組みを踏襲しつつ、近年の森林、木材貿易を巡る状況、国際熱帯木材機関（ITTO）の安定的な財源確保の方策などを考慮し、木材生産国、木材消費国の意見を取り入れたものとなった。

(1) 前文及び目的（第1条）

近年、持続可能な森林経営の推進、とりわけ違法伐採問題が関心を集める中、我が国をはじめとする木材消費国及びインドネシアの主張により、前文に「持続可能な森林経営及び合法的な木材の輸出を達成するための良好なガバナンス等の役割を喚起」、「森林法施行の改善と合法的に生産された木材の貿易促進のための協力の重要性を認識」が記述された。また、目的（第1条）には、「持続的に経営され、合法的に伐採された森林からの熱帯木材の国際貿易の拡大・多様性の促進」、「森林法の施行とガバナンスの改善、違法伐採及び関連する熱帯木材の貿易への取組」等が盛り込まれた。さらに、前文及び目的において、「木材、非木材林産物及び環境サービスを含む森林のもたらす多様な経済的、環境的及び社会的重要性を認識」、「持続可能な熱帯林経営に向けての非木材林産物及び環境サービスの寄与についてのよりよい理解の促進」を盛り込み、非木材林産物、環境サービスの重要性について言及した。

(2) 定義（第2条）

熱帯木材の定義を、1994年協定の「産業用に供される熱帯広葉樹」から「産業用に供される熱帯木材（熱帯針葉樹を含む）」と改め、対象とする範囲を拡大した。

(3) 機関の名称（第3条）

一部の加盟国から機関の名称を"International Tropical Forest Organization"と変更すべきとの提案があったが、現行どおり"International Tropical Timber Organization"（国際熱帯木材機関、ITTO）とすることで合意した。

(4) 理事会の会期（回数及び期間）（第9条）

理事会は「原則として少なくとも年1回、本部において開催」との現行協定と同様となったが、生産国が本部以外での開催を強く求めたことから、追加的な理事会の会期を本部以外で開催することに努めること、会期の開催頻度と場所について理事会は十分な資金の利用可能性を保証するよう努める、との規定を設けた。

(5) 理事会における票の配分（第10条）

近年、中国の熱帯木材輸入量が急増し、日本を抜いて最大の輸入国となったため、投票数に比例して算出される分担金の額も増加している。中国のITTOへの加盟、分担金急増の緩和の観点から消費国の票の配分について、これまでの3年間の熱帯木材の純輸入量の平均との規定を5年間の平均としたほか、票の配分の見直しの際に票数の増加が5％を超えないこと、超過分の票は消費国間で純輸入量に比例再配分することが盛り込まれた。

(6) 運営勘定（第19条）

協定の運用に必要な費用について、給与、設備、旅費など基礎的な運営経費と、通信、専門家会合、広報など核となる活動経費があるとの観点から、運営勘定に二つのカテゴリーを設けることとし、前者についてはこれまでどおり生産国と消費国で平等に分担、後者については生産国と消費国で20：80の割合で分担すること、また、後者（核となる活動経費）は前者（基礎的な運営経費）の3分の1を超えないことを定めた。

(7) 特別勘定（第20条）

近年、プロジェクトを実施するための財源である特別勘定への任意拠出が伸び悩む中、幅広く拠出を募ること（ドナーベースの拡大）が課題となっていた。このことに関してノルウェーから、具体的なプロジェクトのテーマ（課題）がわからないまでは拠出が困難であるが、テーマが明確に設定されれば拠出の可能性が広がるであろうとして、特別勘定の下に特定のテーマに関する政策活動・プロジェクト活動への任意拠出の受け皿「テーマ・プログラム副勘定」の創設が提案され、一般のプロジェクト活動への任意拠出の受け皿としての「事業（プロジェクト）副勘定」とともに二つの副勘定に再編された。また、生産国側の強い主張により、「適切な財政水準を獲得するよう努める」との表現が挿入された。

(8) バリ・パートナーシップ基金（第21条）

特別勘定同様財政状況が停滞しているバリ・パートナーシップ基金についても、生産国側からの意見により「適切かつ確かな財政の確保に努める」との文言が盛り込まれた。

(9) 委員会の設置（第26条）

委員会については、現行四つの委員会のうち技術系委員会を統合し二つまたは三つに簡素化すべしとの意見があったが、ITTOが担う統計情報機能の重要性から一部改組して、「林産業に関する委員会」、「経済、統計及び市場に関する委員会」、「造林及び森林経営に関する委員会」、「財政及び運営に関する委員会」の四委員会体制が維持されることとなった。

(10) 年次報告及び検討（第28条）

違法伐採問題を重視するとの考えから、検討事項の一つとして「違法伐採および熱帯木材と非木材林産物の違法な貿易に関する制御と情報メカニズムの確立に向けての進捗についてのメンバーから提供される情報」が盛り込まれた。

(11) 署名、批准、受諾及び承認（第36条）

これらの行為に関して、EU等の国際的組織が、組織全体として本協定に統合的な関与をすることを確保した。また、将来的にEU等が部内決定によってITTOに関する加盟国への排他的政策権限を得た場合のための規定が盛り込まれた。

(12) 効力発効（第39条）

発効の要件は、投票数の60％以上を有する12以上の生産国及び熱帯木材の輸入量の60％以上を有する10以上の消費国が署名を行い、批准、受諾もしくは承認した場合に、2008年2月1日またはその後のいずれかの日に確定的効力を有することとなった。また、暫定的発効要件は、投票数の50％以上を有する10以上の生産国及び熱帯木材輸入量の50％以上を有する7以上の消費国とされた（新協定発効まで現行協定が延長されることとなる）。

3. 評価

近年、違法伐採問題、環境問題がクローズアップされており、これらに配慮すべきとする消費国と、ITTAは商品協定であり焦点を拡大すべきではないとする生産国が対立する構図が見られた。違法伐採問題については、前文、目的（第1条）及び年次報告及び検討（第28条）に関連する文言が記されたほか、環境サービス（environmental service）、非木材林産物（non-timber forest product）の語句も盛り込まれ、熱帯木材に関する商品協定ではあるが、環境的側面を有する協定となった。

財政に関しては、組織運営のための運営勘定に、組織の基礎的な運営経費と通信・広報など核となる活動経費とを設け、前者は生産国と消費国で50：50、後者については20：80で分担することとし、組織の活動経費の一部を消費国と生産国で差異を設けつつも義務的負担とした。ITTOの特長であるプロジェクト活動については、最近財政難からプロジェクトへの拠出が減少する中で、現行協定の枠組みでは、テーマを特定しないままでは特別勘定へ拠出することが困難であるとの意見を反映させ、特別勘定のもとにテーマ・プログラム副勘定を新設した。拠出を広く募ること（ドナーベース拡大）により、今後、欧州諸国の特別勘定への貢献が期待される。

財政に関連して、近年熱帯木材輸入量が急増している中国への配慮として、消費国に配分される投票数に激変緩和措置（第10条5項）が設けられた。また、加盟国数増加により財政負担が重くなるEUの強い主張により、運営勘定のもとの核となる活動経費に上限を設けるなど、各国の主張を取り入れた。

国際緑化推進センター主催：吸収源CDM国際フォーラム

具体化が進む吸収源CDM、提案先行事例から学ぶ

インドネシアのCDM対応制度、ベトナム、エクアドル、ウルグアイにおける取組事例を紹介

昨年11月末～12月上旬にカナダのモントリオールで開催された気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP11）及び京都議定書第1回締約国会合（COP／MOP1）では、COP決定事項がCOP／MOPとして採択され、京都議定書の法的手続きが完了した。この中で、小規模吸収源CDMの簡素化された方法論も採択され、吸収源CDM（CDM植林）の条件が整った。

国際緑化推進センターは、今年で6回を迎える「吸収源CDM国際フォーラム」を2月22日、東京代々木の国立オリンピック記念青少年総合センターで開催した。世界でもまだCDM植林事業の開始は1件も実現していないが、方法論については承認第1号が出るなど動きが活発化している中、CDM植林対象地を有する途上国政府の取組状況や、具体的な対象地を決めて方法論申請などを行っている内外団体の先行事例を紹介し、CDM植林の実施に向けて情報提供と意見交換するのが目的。会場には約90名が参加した。

講師として招かれたのは次の各氏。▼キルスフィエティ・ギノガ博士（インドネシア林業省社会経済研究所上席研究員）▼天野正博博士（早稲田大学教授）▼クラウディア・ドゥッツ氏（オランダ開発機構〈SNV〉森林経営アドバイザー）▼日比保史氏（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン代表）▼ダニエル・マルティノ博士（ウルグアイのコンサルタント会社カルボスール社代表）。

塚本隆久国際緑化推進センター理事長の開会挨拶の後、来賓として辻健治林野庁次長が挨拶した。京都議定書目標達成計画に沿った林野庁の取組を紹介する中で、CDM植林についても技術、情報、人材育成等支援を通じて推進を図っており、途上国の持続可能な発展への寄与の上からも大きな期待を寄せていると語った。

発表の先頭に立ったギノガ博士は、ホスト国側としてのインドネシアにおけるCDM植林実施のための制度とプロジェクト設計書承認までの手順について述べた。インドネシアの土地の51％は荒廃地。政府予算や植林基金ではその内の5％しか修復しきれず、それを補う効果的な枠組としてCDM植林が期待されている。設計書策定に当たっては、リスクを最小化し便益は確実にしていくために、土地の適格性、社会経済的・環境的影響、土地所有権、取引コスト、初期投資家の確保などを注意深く検討していくことが重要と強調。特に低所得者層の関与が前提となる小規模CDM植林については、同国の場合200～5000㌶、400～5200世帯が対象となり、ある試算では取引コストは全コストの6～46％を占め、極小規模は殊に高つくとの予測値が出ていることなどから、より特別な配慮が必要だと語った。

天野教授は、国際協力機構（JICA）のインドネシア炭素固定森林経営実証調査を通じて開発されたデータベースの紹介を行った。インドネシアで実際に植林事業を行った際にCDMとして採算がとれるかどうか――その事例研究から得られたさまざまな生データ、炭素固定量計測のマニュアル、CDMに対応した同国法令など一連のデータベース（日・英）は、JICAのホームページで順次公開されていることを紹介した。

次に、3人の講師が、承認を目指して開発中の各々異なるタイプのCDM植林事業案について発表した。

まずドゥッツさんが、オランダ開発機構がベトナムで支援しているラン・ヴァン再植林事業について説明。現在100㌶対象に試験的事業を実施中だが、全体の計画は4000㌶の地域で住民主体により再植林を行うもの。地域の森林はベトナム戦争中に枯葉剤で大きな被害を受け、その後も焼畑移動耕作で荒廃している。住民の80％が貧しい山岳少数民族。事業の特徴は、参加世帯に林地を配分し、土地証書を発行してインセンティブを高め、樹種も各自が決定できること。将来的に林業収入に加え、CDMクレジットからの収入も見込まれる。森林再生とともに住民の生活向上に大きな力点が置かれている。CDMの方法論は新規開発ではなく、現時点で唯一承認されているARNM0010を利用するとして、それに即した事業分析を披露した。

日比氏は、コンサベーション・インターナショナルが南米エクアドルで計画している再植林CDM事業について説明。気候変動対策、生物多様性保全、地域社会の持続可能な開発への貢献という三重便益を掲げ、特に生物多様性の観点から他の両者を同時に確立していこうという環境植林。牧草地、サトウキビ畑などが広がる500㌶に、現地固有種を含む在来種10～20種を混合で植える。周辺に散在する原生林をつなぐような形での森林再生を目指し、伐採による経済的な利益回収は行わない。対象地の唯一の地権者は森林保護の財団法人という特殊条件も背景にある。新規開発したベースライン方法論を昨年申請したが却下され、再申請に向けた改訂の要点なども説明した。

マルティノ博士は、ウルグアイにおけるイビラCDM植林事業の提案内容について語った。ウルグアイでは牧畜によるメタン、一酸化二窒素の排出が多く、少人口ゆえ一人当たり温室効果ガス排出量は日本と同程度。そのため事業では温室効果ガス削減効果を最重要に置き、現在広く牧畜が行われている2万㌶の対象地を、▽ユーカリ植林地▽質を改善した牧草地▽原生草地▽保護地区▽在来樹種植林地、に分けた新たな土地利用を行う。事業により見込まれる排出削減量や社会経済的・環境的影響の予測、さらに豊富な適地や早い樹木成長率など同国でのCDM植林の優位点などが紹介された。新規開発した方法論は2度申請、共に却下されたが、今後更なる改訂を試みる。

この後、天野教授の司会により質疑応答とパネル討論が行われた。CDM植林の多様な形態を象徴するそれぞれ異なる事例から、土地選定の基準、事業アプローチの仕方、クレジット関連など、今後、他に生かされる有意義な情報・意見が得られた。

なお、フォーラムの内容は、国際緑化推進センターのホームページに掲載される。

キルスフィエティ・ギヌガ博士（インドネシア林業省社会経済研究所上席研究員）

天野正博博士（早稲田大学人間科学部教授）

クラウディア・ドゥッツ氏（オランダ開発機構　森林経営アドバイザー）

日比保史氏（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン代表）

ダニエル・マルティノ博士（ウルグアイCARBOSUR社代表）

2006年度 NGO主催／企画の海外植林ボランティア派遣紹介（50音順）

主催／企画団体	お問い合わせ先	ツアー名	行き先	募集人員	日程	申込締切日	参加費用
(社) アジア協会アジア友の会	〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-2-16 山下ビル4階 TEL : 06-6444-0587 FAX : 06-6444-0581 Eメール : asia@jafs.or.jp http://www.jafs.or.jp/	スリランカ・国際「労働の分かち合い」ワークキャンプ	スリランカ	15	4/29～5/6 (8日間)	3/28	¥230,000
		インド国際交流・植林ワークキャンプ	インド	15	7/22～8/5 (15日間)	6/22	¥245,000（予価）
		ネパール国際・植林ワークキャンプ	ネパール	15	8/10～8/19 (10日間)	7/10	¥230,000（予価）
		インドネシア・バリ国際交流・植林ワークキャンプ	インドネシア	15	9/3～9/9 (7日間)	8/3	¥195,000（予価）
(財) オイスカ	〒168-0063 東京都杉並区和泉 2-17-5 TEL : 03-3322-5161 FAX : 03-5376-5337 Eメール : oisca@oisca.org http://www.oisca.org/	タイ・ラノーン植林（山梨県支部）	タイ	50	8/3～8/9 (7日間)	4月下旬	¥170,000 学生 ¥135,000
		ミャンマー植林（愛知県支部・長野県支部）	ミャンマー	30	8/3～8/9 (7日間)	4月下旬	¥200,000
		フィリピン・ネグロス島植林（岐阜県支部）	フィリピン	20	8月下旬	7月中旬	¥150,000 学生 ¥120,000
		タイ・チェンマイ植林（愛媛県支局）	タイ	30	8月下旬	7月中旬	¥150,000 学生 ¥100,000
		インドネシア・ロンボク島植林（四国支部）	インドネシア	40	8/31～9/4 (5日間)	7月中旬	¥170,000
		タイ・ラノーン植林（富山県支部）	タイ	20	10月中旬	9月上旬	¥150,000（上記すべて予価）
(特活)沙漠植林ボランティア協会	<本件については本部でなく以下へ> 〒101-0021 東京都千代田区外神田 5-5-5 沼田ビル2階 日本エコプランニングサービス TEL : 03-5807-1691 FAX : 03-5807-1692 Eメール : jeps@jeps.co.jp http://www.jeps.co.jp/	「植林協力隊」第56次隊	中国内蒙古	20	5/25～5/30 (6日間)	1ヵ月前	¥126,000
		「植林協力隊」第57次隊	モンゴル	20	6/16～6/23 (8日間)	1ヵ月前	未定
		「植林協力隊」第58次隊	中国内蒙古	20	7/26～8/2 (8日間)	1ヵ月前	¥178,000
		「植林協力隊」第59次隊	中国内蒙古	20	8/17～8/23 (7日間)	1ヵ月前	¥168,000
		「植林協力隊」第60次隊	中国内蒙古	20	8/31～9/6 (7日間)	1ヵ月前	¥168,000
		「植林協力隊」第61次隊	中国内蒙古	20	9/7～9/13 (7日間)	1ヵ月前	¥165,000
タンザニア・ポレポレクラブ	〒154-0016 東京都世田谷区弦巻1-28-15-301 TEL & FAX : 03-3439-4847 Eメール:pole2club@hotmail.com http://polepoleclub.ld.infoseek.co.jp/	タンザニア・キリマンジャロ植林ワークキャンプ <（財）緑の地球防衛基金と共催>	タンザニア	25	2007年2月中旬～3月初旬 (22日間)	12月中旬	約¥300,000
日本沙漠緑化実践協会	〒101-0021 東京都千代田区外神田5-5-5 沼田ビル 3 階 TEL : 03-5812-0389 FAX : 03-5812-0384 Eメール：jimukyoku@sabakuryokuka.org http://www.sabakuryokuka.org/	「緑の協力隊」第147次隊	中国内蒙古	15	5/21～5/27 (7日間)	1ヵ月前	¥148,000
		「緑の協力隊」第148次隊	中国内蒙古	15	6/18～6/24 (7日間)	1ヵ月前	¥152,000
		シルクロード河西回廊隊17次隊	中国	15	6/27～7/6 (10日間)	1ヵ月前	¥276,000
		「緑の協力隊」第149次隊	中国内蒙古	50	7/27～8/3 (8日間)	1ヵ月前	¥172,000
		「緑の協力隊」第150次記念隊	中国内蒙古	20	8/19～8/26 (8日間)	1ヵ月前	¥168,000
		「緑の協力隊」第151次隊	中国内蒙古	15	9/12～9/18 (7日間)	1ヵ月前	¥158,000
		シルクロード河西回廊隊18次隊	中国	15	9/16～9/24 (9日間)	1ヵ月前	¥262,000
		「緑の協力隊」第152次隊	中国内蒙古	15	10/5～10/11 (7日間)	1ヵ月前	¥158,000
		シルクロード河西回廊隊19次隊	中国	15	10/7～10/15 (9日間)	1ヵ月前	¥255,000 上記成田発の場合

（入会要／締切後は事務局に問合せ）

（植林協力金1～2万円別途）

（協力金1～2万円別途）

植林ボランティアに関する詳細やお申し込みは、各主催／企画団体にお問い合せください

主催／企画団体	お問い合わせ先	ツアー名	行き先	募集人員	日程	申込締切日	参加費用
認定NPO法人緑の地球ネットワーク	〒552-0012 大阪市港区市岡1-4-24 住宅情報ビル5階 TEL : 06-6576-6181 FAX : 06-6576-6182 Eメール：gentree@s4.dion.ne.jp http://homepage3.nifty.com/gentree/	夏の黄土高原ワーキングツアー	中国山西省	30	7/29～8/5 (8日間)	6/23	一般 ¥190,000 学生 ¥180,000 （予価）
緑化ネットワーク	〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-16-3 加藤ビル 4A TEL& FAX : 03-3517-5805 Eメール：k@green-network.org http://www.green-network.org/	「緑化隊の旅」第15次隊	中国内蒙古	20	4/29～5/3 (5日間)	3週間前	¥162,000
		第16次隊	中国内蒙古	20	6/17 ～6/22 (6日間)	3週間前	¥142,000
		第17次隊	中国内蒙古	20	7/15～7/20 (6日間)	3週間前	¥158,000
		第18次隊	中国内蒙古	20	8/5～8/10 (6日間)	3週間前	¥182,000
		＊第19次隊	中国内蒙古	20	8/25～8/29 (5日間)	3週間前	未定
		第20次隊	中国内蒙古	20	9/16～9/21 (6日間)	3週間前	¥158,000
		第21次隊	中国内蒙古	20	10/7～10/12 (6日間)	3週間前	¥158,000
		（＊名古屋発着。他は成田・関空）					
国際環境NGO FoE Japan	〒171-0031 東京都豊島区目白3-17-24-2F TEL：03-3951-1081 FAX：03-3951-1084 Eメール:：wada@foejapan.org http://www.FoEJapan.org/	内モンゴル砂漠緑化ツアー	中国内蒙古	20	4/29～5/4 (6日間)	3週間前	¥157,000
		内モンゴル砂漠緑化ツアー	中国内蒙古	20	6月中旬	3週間前	¥140,000程度
		内モンゴル砂漠緑化ツアー	中国内蒙古	20	8月下旬	3週間前	¥130,000程度

（緑化協力金1～3万円別途）

注：（特活）は特定非営利活動法人の略

●アジア協会アジア友の会

アジアに井戸を贈る運動として'79年に活動開始。アジア19ヵ国41提携団体ネットワークを形成。植林活動強化を図って'02年に「水源の森」計画を開始した。植林実績は約164万本。

●オイスカ

'80年からアジア太平洋地域での緑化を推進。代表的なものに「子供の森」計画がある。アジアを中心とした各国へ毎年植林ボランティアを派遣している。詳細、各地区連絡先はオイスカホームページに掲載中。

●沙漠植林ボランティア協会

中国内蒙古への植林協力隊は、現地小学生、農牧民と協働しての植林、沙漠セミナーなどを行う。

●タンザニア・ポレポレクラブ

タンザニアで植林、生活改善、自立支援活動に取り組む。キリマンジャロ山麓でのワークキャンプでは、村人たちが20年近く続けている森林再生活動に参加。村でホームスティしながら共に植林などを行う。

●日本沙漠緑化実践協会

中国内蒙古クブチ沙漠で15年植林を継続中。緑の協力隊参加者は延べ9500人、350万本を植林。'06年4月には日中友好平和の森創生事業の鍬入れ式を行う。6年前から西域のカラホト遺跡保護植林も行っている。

●緑の地球ネットワーク

黄土高原での緑化協力15年。植林ツアーには延べ2000余人が参加。農村での植樹作業、拠点の環境林センターや実験林場の見学・作業などを行う。

●緑化ネットワーク

中国内蒙古ホルチン沙漠でこれまで6年間で900㌶、約270万本の植林を実施。ツアーでは緑化に必要な様々な作業を体験し、地元住民と地域緑化を総合的に学ぶプログラムを提供。

●FoE Japan

中国内蒙古ホルチン沙漠での緑化活動6年目。2村と1学校で緑化の取り組みを行っている。植林ツアーは年3回。住民と共同作業・交流を行う。大砂丘地帯や自然保護区の見学もある。

国際緑化推進センター 熱帯林造成基金事業

熱帯アジアで4,600ヘクタールの植林を達成

造成後10年経った「日本・インドネシア友好の森」（インドネシア、ロンボック島）

国際緑化推進センターは、地球環境の改善と地域住民の生活向上、諸国との友好促進を目的として、熱帯途上国の荒廃地緑化を図るために、平成3年、「熱帯林造成基金」を創設し、以来その資金により東南アジア諸国で森林造成事業を実施している。

同基金は、熱帯林再生のためにと寄せられた寄付と、地球環境保全のために設けられた団体・企業の各種基金からの助成金等で成り立っている。寄付には、企業の社会貢献活動の一環として寄託されたもの、小学生らの募金活動や篤林家からの賛同によるもの、一般市民からの慶弔金の寄付などさまざまな形がある。

当センターはこれら多くの善意を受けて、関係国の担当行政機関や地元住民と密接に連携し、深い信頼関係を築きながら事業を遂行してきた。

インドネシア、ベトナム、ミャンマー、マレーシア、タイの東南アジア5ヵ国におけるこれまでの造林実績は累計4670ヘクタールに達した（表参照）。

■ 熱帯林造成基金事業による森林造成

平成18年1月末現在

国　名	プロジェクト数	地　域	造林目的	植栽面積(ha)	主要樹種
インドネシア	8	ロンボック島、中部ジャワ、西ジャワ、南カリマンタン、西スマトラ	水土保全、社会林業、地域環境改善、保安林	1,070	マホガニー、スンカイ、インドセンダン、チーク、ギンネム、タマリンド、カシューナッツ、マンゴー等
ベトナム	7	ハノイ、ハ・タイ省、ドンナイ省、ホアビン省、キャットバ島	国立公園の生態系回復、大学演習林造成、住民共同利用林	808	アカシアマンギュウム、アカシアハイブリッド、カリビア松、カシアシアメア、ホドカルプス、マングローブ、メラルーカ等
ミャンマー	7	マンダレー州、バガンニャンウー地区	砂漠化防止、コミュニティー・フォレスト	1,320	インドセンダン、タガヤサン、タマリンドウ、カテチュ、ビルマチーク、チクラシア、ユーカリ、ジュジュバ等
マレーシア	9	サバ州（コタ・ベルト、クダット、ベンコッカ、キナルート）	水源林造成、荒廃地緑化、生態系回復	1,420	フタバガキ科（カプール）、アカテツ科（ニャトー）、クスノキ科（ブリアン）、アカシアマンギュウム等
タ　イ	1	ケン・クラチャン	荒廃林地の緑化	52	郷土樹種
合　計	32			4,670	

<インドネシア> マホガニー5年生の植林地

植林作業に従事する地元の女性たち（ミャンマー）

<ベトナム> 3年生のアカシアマンギュウム

砂漠化防止、国土保全・水源涵養などの環境改善、住民の共同利用などを目的とした森林造成が大半だが、木材用材生産林も一部ある。

事業地では、年を経て確実な成果が確認されるまでになった。荒廃地に植えた一群の苗木が10年経過後、樹高10メートル以上にまで成長して森林の形を成し、猿の群れや多種さまざまな蝶の姿が見られるなど生態系の着実な回復が実感される所。また、半乾燥地域の道路沿いにグリーンベルトが形成されつつある所。水源涵養機能が高まって二毛作が可能になった所。初めての木材収穫ができた所。複層林仕立てによって森林内容が充実されつつある大学演習林。荒廃から回復に向かう国立公園の森林など。こうした成果に地元関係者から大きな感謝が寄せられている。

しかし一部には、周辺の焼畑からの飛び火、ハンターの火の不始末などによる山火事被害、異常乾燥による植栽木の枯死など思わぬ被害が発生した所もある。そうした事業地に対しては、寄付者や相手国関係者の協力を得ながら回復に努めている。

<ミャンマー> 半乾燥地に造成中の住民共同利用林

「熱帯林造成基金」創設の趣意は、事業を通じて明確な形で実現されつつある。相手国との友好関係・相互理解の一層の深まりとともに、住民たちは植林技術を学び、森林の重要性や意義を理解して、自らの力で植林し森林を守ろうという意識が醸成されてきた。

当センターは、今後とも本事業を推進していきたいと考えており、これまでにご協力頂いた企業・個人・団体の各位にお礼申し上げるとともに、今後一層のご理解とご協力をお願いする次第である。

<マレーシア> 成林したアカシアマンギュウムの林相

センターの活動

国民参加海外森づくり委員会NGOデータベース分科会を開催

平成17年度からの新規事業である「国民参加海外森づくり事業」では、我が国NGO等民間による海外植林の取組を広く発信することとされています。このための情報データベース作成に関し設置されたNGOデータベース分科会を2月2日に開催し、NGO等を対象にしたアンケート調査の実施等について検討しました。

当センターではこの検討結果を踏まえてアンケート調査を行い、ホームページにデータベースを掲載することとしています。

CDM植林人材育成事業第二回委員会を開催

「CDM植林人材育成事業」の本年度第二回委員会を2月6日に開催しました。昨年11月にベトナムのハノイで実施した海外研修の実施結果、本年2月の国内研修の実施計画案が了承されたほか、中南米での実施を検討中の18年度海外研修について事前調整状況の説明を受け、今後、関係機関等と調整を進めて具体的な研修計画を策定の上、実施することとされました。

CDM植林人材育成研修を実施

CDM植林事業を円滑に推進する上で必要な人材の育成を目的に、2月20日から23日までの4日間、「CDM植林事業人材育成研修」を都内会場で開催しました。定員15名に対し大幅に上回る応募があったため、急遽、会場許容ぎりぎりの23名まで受け入れを決めて対応しました。

各講義を通じて受講者からは熱心な質疑が数多く出され、CDM植林実施に向けての期待の高まりが窺えました。

国内外の専門家が講師を務めたCDM植林人材育成研修

吸収源CDM国際フォーラムを開催

2月22日、代々木のオリンピック記念青少年総合センターで「吸収源CDM国際フォーラム」を開催しました。

今年度のフォーラムでは、アジア、南米の政府等関係者、我が国およびオランダのNGO等関係者を講師に招聘しました。各講師から各国での取組やCDM候補地の概要等について報告が行われた後、コーディネーターにお招きした早稲田大学天野教授の司会により、講師と会場間で熱心な質疑がなされました。

（本誌7～8頁に詳細記事）

100人近い来場者で埋まった吸収源CDM国際フォーラム

CDM植林基礎データ整備事業の分科会を開催

CDM植林基礎データ整備事業の本年度第二回目の分科会を3月3日に開催し、調査実施状況、成果取りまとめ方針等について検討を行いました。

その他の情報

★緑のサヘルが事務所を移転

アフリカで緑化活動を行っている「緑のサヘル」が2月下旬、東京事務局を以下に移転しました。電話、ファックス番号も変わりました。

■「緑のサヘル」新事務所
〒101-0035 東京都千代田区神田紺屋町16 田澤三ビル3階
電話 03-3252-1040
FAX 03-3252-1041
Eメール sahel@jca.apc.org
URL http://www.jca.apc.org/~sahel/

基金へのご協力

熱帯地域の森林造成に役立てて欲しいと次のご寄付をいただきました。

◆リンベル（株）を通じた個人159名様より、39万2500円のご寄付
◆セイコーエプソン（株）（花岡清二代表取締役社長）より、570万7900円のご寄付
◆（株）アドバンテスト（丸山利雄代表取締役）より、83万4400円のご寄付
◆（株）東京木工所（谷口政幸代表取締役社長）より、500万円のご寄付
◆（株）和漢薬研究所（田中和雄代表取締役会長）より100万円のご寄付
◆藤間剛様（森林総合研究所）より、6000円のご寄付

国際緑化推進センターNGO支援事業

国際緑化推進センターNGO支援事業による平成18年度助成に関する申請受付のご案内は、4月以降、当センターのホームページ（http://www.jifpro.or.jp/）でご確認ください。

緑の募金 国際緑化公募事業

緑の募金国際緑化公募事業による現地での緑化活動支援につき、平成18年次も当センターにて申請の受付および一次審査を行うことを予定しています。

公募の詳細は4月下旬、当センターのホームページに掲載される予定です。応募様式はその際、ホームページから入手可能です。

あなたも国際林業協力に参加しませんか

熱帯林の保全・造成、開発途上地域の振興、地球環境問題等が注目されています。わが国に対する「国際林業協力の要請」はますます拡大する方向にあり、それとともに国際林業協力を担う人材の養成確保もまた重要になってきています。

国際緑化推進センターは、政府開発援助や民間団体等が行う国際林業協力への支援・促進、これらの活動を支える人材の養成確保や情報の収集提供などを通じ、国際緑化の推進を図ることを目的として設立されたものです。

当センターでは、人材の養成確保対策の一環として平成3年度から国際林業協力に参加する意思をお持ちの方々を「政府開発援助やNGOなどによる国際林業協力」にふさわしい候補者として登録するための調査を行っています。国際林業協力に参加をご希望の方はご連絡ください。調査票をお送りします。

（財）国際緑化推進センター
〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル
電話：（03）5689-3450
FAX：（03）5689-3360
電子メール：jifpro@jifpro.or.jp
ホームページ：http://www.jifpro.or.jp/

緑の地球
第16巻第2号（年4回発行）
平成18年3月31日発行
編集／緑の地球編集委員会
発行／(財)国際緑化推進センター
〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル3階
電話03(5689)3450 FAX03(5689)3360

明日の地球にゆたかな森林を残しましょう

——あなたもセンターの活動にご協力ください——

国際緑化推進センターの事業は、広く国民のみなさま、企業等のご協力によって造成された基金（国際緑化基金）の運用益によって行われています。当センターは、特定公益増進法人として認定されていますので、基金への寄付金に対しては、租税の特例措置が適用になります。

〈特例措置の内容〉

◆個人が贈与される場合：　総所得額の25%を限度として、寄付金額から1万円を差し引いた金額が所得控除できます。

◆法人が贈与される場合：一般寄附金と同額の範囲内において、別枠で損金扱いとすることができます。

1本100円——あなたも熱帯に木を植えてみませんか

熱帯林造成基金

熱帯地域の緑化にあなたもご協力ください。1本100円で立派な樹木を植えることができます。みなさまのご厚意がたくさん集まって、「森林」が生まれます。当センターでは、減少著しい熱帯林の造成を目指し、国民のみなさま、企業、団体などからの浄財を募り、熱帯地域での植林を実施しています。

国際緑化基金、賛助会費および熱帯林造成基金へのお申込み先

財団法人 国際緑化推進センター
〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12林友ビル
電話：03-5689-3450　FAX：03-5689-3360
＜ご送金は下記の銀行へお振り込みください＞
口座名・・・（財）国際緑化推進センター
●賛助会費：東京三菱銀行春日町支店／普通口座0496575
●国際緑化基金：東京三菱銀行春日町支店／普通口座0477245
●熱帯林造成基金：東京三菱銀行春日町支店／普通口座0497178

国際緑化の情報をお届けします——賛助会員へご入会ください

賛助会員は、個人会員と法人会員があります。

◆会費：個人　1口　10,000円
　　法人　1口　100,000円

◆資格：個人、法人、法人以外の団体、地方公共団体

◆会員へのサービス

会員は、国際的な森林・林業協力に役立つ情報の提供、当センターが発行する出版物および各種サービスを受けることができます。

財団法人
国際緑化推進センター
〒112-0004　東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル
電話：03-5689-3450　FAX：03-5689-3360　E-mail：jifpro@jifpro.or.jp　URL：http://www.jifpro.or.jp/